

公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医道の高揚、歯科医学医術の進歩発達と公衆衛生及び予防医学の普及及び向上を図り、もって地域社会の保健と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 歯科医学医術の進歩発達に関する事業
- (2) 公衆衛生及び歯科保健の研究とその普及に関する事業
- (3) 社会保険制度の研究対策指導及び確立に関する事業
- (4) 東京都並びに大田区への協力を目的とする事業
- (5) 学校保健に関する事業
- (6) 障害者及び高齢者の保健と福祉の増進に関する事業
- (7) 事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する事業
- (8) 地域社会及び会員への情報提供を目的とする事業
- (9) 会員の福祉と歯科医業の合理化を目的とする事業
- (10) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同し、入会時に大田区内においてこの法人が定めた区域内に就業し又は住所を有する歯科医師とする。

2 この法人の会員は、次に掲げる者で構成し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 第1種会員は、診療所の開設者或いは管理者又は官公署、学校、病院等の部課医長(これに準ずる職の者を含む)以上の職にある者、法人である診療所にあつては、同法人の開設する診療所毎に同法人の代表者又は同診療所の管理者、並びに住所を有する歯科医師とする。
- (2) 終身会員は、通算35年以上この法人の会員であつて、満70歳以上の者とする。処遇に関

する規則は別に定める。

(3) 第2種会員は、前1号及び第2号以外のもので、第1種会員の所属する医療機関に勤務する者とする。

3 前項に規定する第1種会員が終身会員となった場合、当該診療所又は病院に所属する歯科医師のうち、1名が第1種会員となるものとする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員が、住所氏名及び就業所を変更したときには、速やかに会長に届出なければならない。
(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年会員は、別に定める額を支払う義務を負う。

2 徴収の方法は、総会において別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、その旨を記載した書面を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、総会員の4分の3以上の同意を得て当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において、弁明の機会をあたえなければならない。

3 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行せず、かつ、催告に応じないとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、9条及び10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 この法人は、会員がすでに納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

2 会員が資格を喪失しても、前項に準じ、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 13 条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種別)

第 14 条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(権限)

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 事業計画及び収支予算の承認

(5) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(9) その他重要な事項

(開催)

第 16 条 定時総会は、毎年 6 月に開催する。また、臨時総会は、毎年 3 月及び必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員が、会長に対し、総会の目的である事項又は招集の理由を示して、総会の招集の請求をしたとき

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には、請求があった日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会員に対し、総会の目的たる事項、日時及び場所を示して、開催の日の 2 週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長及び副議長は、総会において出席会員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権及び代理人による議決権の行使)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使をすることができる。

2 前項の場合において、第 9 条、第 19 条及び第 21 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を書面によって作成しなければならない。

2 前項の議事録には、会長、議事録作成者、議長及び出席した会員の中から総会において選出された議事録署名人 2 名が記名押印するものとする。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、総会の決議、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(専決)

第28条 会長はあらかじめ総会の議決を経た範囲内で緊急必要があると認めたときは、専決処分することができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選出された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す

る。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、別に定める総額の範囲で、報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長の選定及び解職

(4) 業務執行理事の選定及び解職

2 前項第3号の場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事が理事会の目的である事項を示して招集の請求をしたとき

(3) 監事が理事会への報告義務を行うための招集の請求をしたとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第1項第2号及び第3号の場合には、請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会の招集にあたっては、開催日の1週間前までに役員へ通知するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(監事の出席義務等)

第 41 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 42 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 事業年度内における次に掲げる収入

イ 入会金、会費

ロ 負担金

ハ 寄附金

ニ 事業に伴う収入

ホ 財産から生ずる収入

ヘ 補助金等の収入

ト その他の収入

(財産の管理)

第 43 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 44 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(基本財産)

第 45 条 基本財産は、第 4 条に規定する事業に不可欠なものであって、総会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産の一部を除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記録した書類

については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 49 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第 2 項 4 号の書類に記載する。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子広告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第56条 この法人に委員を置く。委員の構成及び職務については、総会の議決を経て別に定める。

第11章 名誉会員及び顧問

(名誉会員)

第57条 この法人に、名誉会員を置くことができる。名誉会員は、歯科医事関係の功労者に対して、総会の議決を経て会長が推薦する。

2 名誉会員は、この法人における榮譽の敬称として処遇する。

(顧問)

第58条 この法人に、顧問を置くことができる。顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

2 顧問は、会長の諮問に応え、総会又は理事会の同意を得て出席して意見を述べることができ

る。但し、議決に加わることはできない。

第 12 章 事務局及び職員

(事務局)

第 59 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を若干名置く。

(職員の任免)

第 60 条 職員の任免は、理事会の議を経て会長が行う。

第 13 章 補 則

(委任)

第 61 条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。

佐 藤 知 則

4 この法人の最初の副会長は、次に掲げる者とする。

林 一 郎

塩 津 二 郎

5 この法人の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。

橋 本 和 則

6 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

角 谷 英 輝

宮 地 剛 史

金 子 信 明

山 本 鉄 雄

島 秀 樹

陳 賢 群

青 柳 浩 樹

稲 葉 孝 夫

7 この法人の最初の監事は、次に掲げるものとする。

山 口 清 邦

高 岡 彰

*平成 25 年 3 月 25 日 公益社団法人認定（東京都知事）

法人コード A020566

認定を受けた後の法人の名称 公益社団法人東京都大田区蒲田歯科医師会

代表者の氏名 佐藤 知則

*平成 25 年 4 月 1 日 移行登記

会社法人等番号 0108-05-000026